

# 日米のスポーツ活動中の落雷事故の法的責任に関する考察

## A Study on Legal Liability of Thunderbolt Accidents in Sports Activities in the U.S.A. and Japan

次世代教育学部学級経営学科

諏訪 伸夫

SUWA,Nobuo

Department of Classroom management

Faculty of Education for Future Generations

筑波大学人間総合科学研究科

張 林芳

Zhang,Lin Fang

Institute of Health & Sport Science

University of Tsukuba

キーワード：スポーツ，落雷事故，不可抗力，法的責任，免責

**Abstract** : In considering the liability principles that apply to sport activities, it is important to give attention to acts of God, sometimes referred to as acts of Nature, since they are occasionally a factor in sport activity liability cases in both Japan and the U.S.A. Under such circumstances, no one is liable for the incident in sport activities. According to "Black's Law Dictionary, an act of God may be defined as an operation of natural forces so unexpected that no human foresight or skill could reasonably be expected to anticipate it." There are many kinds of acts of God. A typical act of God is thunderbolt accident in sports activities. Then, this study aims at clarifying the influence, role and function in sports activity law through analyzing judicial precedents of sport activities in both Japan and the U.S.A.

**Keywords** : sport, thunderbolt accident, Act of God, legal liability, immunity

### I. 本考察の意義および目的と方法

スポーツは、健康の保持・増進のためにか、あるいは楽しみや生きがいとしてなど、人により差異はあるものの、年々盛んに行われるようになってきている。その反面スポーツ活動の進展・活発化（スポーツの大衆化・高度化）とともにいわゆるスポーツ事故もまた増加傾向にある。さらに近年の国民の権利意識の高まりと共に事故責任の追及も厳しくなっており、生涯スポーツや学校の体育・スポーツ事故をめぐる損害賠償訴訟等が新聞やテレビ番組等のジャーナリズムに取り上げられている。

そのようなスポーツ活動に伴って生じた事故は、それがスポーツ活動そのものに起因したのか、スポーツ活動に付随・関連して生じたのか、いずれにしてもいわゆる加害者に過失等があれば、一定の場合（免

責事由）を除き、道義的責任以外に、法律上の責任として、①民事上の責任、②刑事上の責任、さらに公務員であれば、③行政上の責任が問われることになる。しかし事故が起きても法的責任が問われない場合、つまりその違法性が阻却（免責）される場合がある。事故が起きた際の違法性阻却事由（正当化事由）として、一般的に①不可抗力、②正当防衛（民法720条1項）、③緊急避難（民法720条2項）、④被害者の承諾（危険の引き受け・危険の同意）、⑤正当行為（民法822条等）および⑥自力救済が挙げられる。

課外クラブ活動中の高校生が市の運動場で落雷という自然災害により受傷した事故で、被害者である高校生とその両親が、加害者としての学校と市に対して損害賠償責任を問い、最高裁判所の判断まで仰ぎ、十年余りかけてつい最近決着した事件（「高校生サッカー競技中落雷被災事故」以後、「サッカー大会落雷事故」

と略称。)がある。これまでわが国ではスポーツ活動中の落雷被災関連の事故は、ほとんど「雷に打たれたのは天災。運が悪かった。」と判断されていたが、本件では、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所を経て、差し戻しによる高等裁判所の最終判決が下されるまで、落雷事故発生から12年と1ヵ月の長きに渡って責任の所在が訴訟で争われた極めて希有な事件であり、落雷をめぐる今後のわが国の学校体育・スポーツ活動のみならず、一般的なスポーツ活動にまで大きな影響をもたらすものといえる。

そこで本論文では、上記の「サッカー大会落雷事故」でも重大な争点とされた落雷被災の責任の所在を判断する際の、「落雷被災事故」は、自然現象による不可抗力に基づくものという一般的認識・理解について、日米の関連判例を検討し、それぞれの判例の特性あるいは特性傾向を明確にすることにより、第一義的にはこのたびのエポックメイキングな落雷被災事故に関する最高裁判決(差し戻し控訴審の高裁判決も含め)の意義や影響等についてよりよくとらえることを目的とし、二義的には今後のスポーツ活動中の落雷被災事故防止の参考とし、ひいてはスポーツの振興に少しでも寄与・貢献できればと考える。

その際の研究方法は、これまでのスポーツ活動中の落雷事故の法的責任について、日米の体育・スポーツ法学に関係する文献に依拠して検討を行うと共に関係判例の考察を行うという研究手法により、以下考察を進めていく。

## Ⅱ. スポーツ活動中の落雷被災事故と不可抗力について

### (1) 落雷被災事故と体育・スポーツ活動

1970年から1999年の間の落雷による重大な事故580件中(停電、鉄道障害、火災、人身事故、通信障害、航空機障害)、重大な人身事故は、30年間に101件(17.4%)発生していたが、一方、1965年から2005年までここ40年間に、体育・スポーツ活動中に発生した落雷被災事故は60件であったという。<sup>8)</sup>なお落雷による複数の死者を出した事故として、①西穂高登山中の松本深志高校生46名のパーティに落雷、11名死亡(1967年8月1日)、②栃木県のゴルフ場で立ち木に避難中落雷、2名死亡、(1973年8月)③高知県室戸阿南海岸でのサーファーに落雷、6名死亡(1987年8月5日)、④長野県大町常盤の岩場で岩登り訓練中落雷により2名死亡<雷注意報発令中>(1990年6月)、⑤茨城県稲敷

郡桜川ゴルフ場雨宿り中、男女3名に落雷、死亡<雷雨注意報発令中>(1997年9月8日)があげられる。<sup>9)</sup>

### (2) 雷・落雷の特徴と落雷被災防止

雷・雷放電の特徴をあげれば、雷・雷放電の広さは非常に広範囲に及び雷鳴が聞こえるのは10kmほどであるが、放電(落雷)の距離は20kmに及ぶこともあり、また青空が見えはじめて、落雷が聞こえなくなっても20分くらいは落雷の危険があり、しかも落雷地点は予測できないという。<sup>8)</sup>

このように危険性のある雷・雷放電から身を守るための落雷被災防止策について、雷・雷放電の専門家は次のように述べている。

まず第一に、雷注意報等の気象情報や状況に気をつけ、雷注意報が出た場合には、早めに建物の内部やバス・自動車等の安全な場所や乗り物等に速やかに移動し、屋外スポーツは中止するようにし、雷鳴が聞こえたり、稲妻が走りだしたら早めに避難すべきであり、その際木などへの避難の仕方として、4m以上の木や物体の傍らでは、天辺を45度以上の角度に見上げる範囲に入り、それらから2m以上離れて姿勢を低くし、木の場合はすべての枝先や葉先から2m以上離れることであるという。<sup>8)</sup>

### (3) スポーツ事故発生の原因と責任および不可抗力について

スポーツ活動中に発生する事故原因として、種々様々なものが考えられるが、大まかには天変地異のような偶発的で止むを得ない事情等で発生したものとあらかじめ防止策や安全管理を徹底していれば予防や回避が可能であると考えられるものに分けられる。前者はいわゆる不可抗力の原因で起こるものであり、後者については、色々な考え方があがるが、例えば、事故発生の原因は、①主体的条件(技術的要因、身体・体力的要因、心理・精神的要因等)によるもの、②他律的条件(自己以外のスポーツ活動参加者の衝突や妨害等)によるもの、および③環境的条件(自然的・人工的要因-例えば、天候や場所、施設・設備・用具、季節や時間等)によるものに大別でき、スポーツ事故はこれらの原因がそれぞれ単独の場合もあれば、幾つか複合して発生している。わが国の場合であるが、スポーツ活動中の事故発生の原因として、身体の疲労や不調、設備・器具の欠陥及び不可抗力や突発事故等が一般的に共通してみられ、その中でも前記の②の主体的条件の技術的要因が最も多く、次いで①の不可抗力によるものが多くみられるという(日本体力医学会調べ)。<sup>12)</sup>

この不可抗力とは、英語でAct of Godといわれ、英

米法辞典によれば、「神の行為：自然現象」で「地震、落雷、竜巻、自然死などのように、相当の注意力を払っても予知、予防できない自然力の発現による直接の結果、人為の加わらない、人為によって支配できない自然力による偶発的事故」のことで、「不法行為法では、過失に基づく賠償請求訴訟において、自然現象が被害の唯一あるいは近接の原因であったことが立証されれば、被告に責任なしとされる。<sup>31)</sup>」

### Ⅲ. スポーツ活動中の落雷被災事故をめぐる 日米主要判例の検討

#### (1) わが国の落雷被災事故判例<sup>6) 7) 8) 9) 10)</sup>

「高校生サッカー競技中落雷被災事故」について事故の概要は以下の通りである。すなわち平成8年(1996年)8月13日、「なみはや国体」を記念する高校生のサッカー大会「平成9年なみはや国体サッカー競技(少年男子)開催記念 第10回高槻ユース・サッカー・サマー・フェスティバル」が大阪の高槻市(南大樋運動広場)で行われた。これに参加していた北村光寿(当時高校1年生, 16歳)は、試合開始5分後(午後4時35分頃)に落雷にあい瀕死の重傷を負った。事故発生当日は、大型の台風(12号)が大阪地方を通ることが予報されており、高槻市でも断続的に雨が降り、時おり雷鳴が聞こえ、大阪管区气象台からは午後3時15分に「雷注意報」が発令されていた。このような気象状況の中で試合は4時半に開始され事故が起きた。救命救急センターで救急手当てが施されるまでの20数分間、仮死状態にあった。幸いに一命はとりとめたが、意識は受傷してから2ヵ月後にやっと少しずつ回復の兆しを見せ始めるようになった。落雷は北村の頭部を直撃して、背部から脚部にかけて通電し、着ていたユニフォームはズタズタになり、はいていたサッカーシューズも同様な状態であった。

そこで北村は、在学していた私立高校とサッカー大会を開いた高槻市体育協会に対して損害賠償を求めて訴訟を起こした。裁判の経緯は次のようであった。

- ①事故発生：平成8年8月13日
- ②原告北村らは高知地方裁判所へ提訴：平成11年3月29日
- ③高知地方裁判所一審判決：平成15年6月30日，原告の敗訴
- ④高松高等裁判所二審判決：平成16年10月29日，原告の敗訴
- ⑤最高裁判所判決：平成18年3月13日，二審判決破

棄，原審に差し戻す

⑥高松高等裁判所差し戻し審判決：平成20年9月17日，原告の勝訴(損害総額約3億円)

結局、控訴審判決は、「クラブ活動では、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動すると」指摘し、「生徒の安全を守るべき引率教諭は一般に知られている避雷の知識を相当持つべきだ」と述べ、部活動における学校側の安全配慮義務を厳しくとらえ、大会を開催した高槻市体育協会にも「大会が教育活動の一環としての部活動チームの参加で成り立っていることからすれば、協会も危険性をできる限り具体的に予測し、事故を防止して生徒を保護する義務を負っている」として会場担当者の過失と協会の使用者責任を認めた。損害賠償額は、逸失利益約1億1,700万円、今後約50年間の将来の介護費用1億2千万円など計3億1,400万円と算定した。なお家族への慰謝料は約700万円であった。

スポーツ活動中に事故が起こったとき、その指導者やコーチあるいは課外指導であれば引率の教師等に責任、とりわけ法的責任が追及される場合がある。すなわち、指導者等はスポーツ活動に際して常に十分な注意義務を果たしたかが問われる。この注意義務が尽くされたかどうかは、危険予見義務と危険回避義務が尽くされたかどうかにある。<sup>13)</sup>そこで本件における当事者の主張や判断について、①原告である北村らと、②地方裁判所、③高等裁判所、④最高裁判所、⑤高裁差し戻し審のそれぞれのI落雷の予見可能性とII落雷の事故防止(回避)の知見に的を絞ってみよう。

まずI落雷の予見可能性について、①原告北村ら：予見可能であり、引率教諭は雷注意報の発令を看過した。②地方裁判所：予見不可能であり、平均的なスポーツ指導者の判断を基準にすべきである。空も一部明るくなってきており、サッカーの指導者のほとんどが落雷の危険性を全くあるいはほとんど感じていなかったもので、本件事故当時、単に雷注意報が発令されていたことや雷鳴の発生があったとしても、そのことから直ちに引率教諭は選手に落雷することが予見可能であったとはいえず、またそのことを予見すべき義務があったとまではいえない。③高等裁判所：予見不可能であり、平均的なスポーツ指導者の判断を基準にすべきである。雷注意報を事前に覚知できたとしても、落雷事故を回避できるという関係にはない。④最高裁判所：教諭は予見可能であり、予見注意義務を怠った。たとえば、平均的なスポーツ指導者において落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨が止み、空が明るくなり雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性が少なくなっ

たという認識が一般的なものであったとしても、当時の科学的知見に反するものである。⑤高裁差し戻し審：教諭は危険が迫っていることを予見できた。教諭の認識不足は言い訳にならない。次にⅡ落雷の事故防止(回避)の知見について、①原告北村ら：学校や教諭には必要であり、教諭は雷注意報の発令を看過した。②地方裁判所：必要ではあるが、危険性の認識が強いものではなく、雷(落雷)についての専門的知識は有していないが、一般的知識は有していた。雷注意報は発令回数が非常に多く、発令されたからといってグラウンドの具体的危険性が明確に覚知できるようなものではなく、落雷事故を直ちに回避できるというものでもない。③高等裁判所：地裁判決とほぼ同様。④最高裁判所：落雷事故を予防するための注意に関する文献は平成8年までに多く存在していた。平均的なスポーツ指導者の認識は、当時の科学的知見に反している。

⑤高裁差し戻し審：試合会場の外周にある50本のコンクリート柱付近に避難すれば、落雷の直撃にあう可能性は相当程度低くなると判示し、教諭には生徒を安全な場所に誘導し、姿勢を低くして待機させるなどの措置をとらず、原告北村を試合に出場させ事故に遭わせた過失があったとした。

次にはアメリカの主要な落雷被災事故判例についてみてみよう。

## (2) アメリカの落雷被災事故判例<sup>2) 3) 11) 12)</sup>

アメリカにおいてスポーツ事故発生の際の損害賠償訴訟で圧倒的に多いのが、不法行為責任(torts)の中の過失(ネグリジェンス, negligence)を問う場合であり、被害者(原告)が加害者(被告)の過失を問おうとする場合の要件としては、通常、実際に損害(damages)があつて、それが違法(breach)なものであり、事故と被害の間に因果関係(proximate cause)があり、さらには予測可能(foreseeability)であることなどがあげられる。例えば、晴れた空からの突然の落雷により遊泳者が死亡したり、重傷を負ったりした場合は、まさに不可抗力の典型であつて、このような事故は防ぎようがなく、何人にも責任がないが、<sup>11)</sup> 黒雲が観察され疾風などが吹きはじめてきているのに、プールで遊泳中の人達全員にあがるように指示しなかったため、遊泳者が雷に打たれて、死んでしまうような事態にたち至ったときには、プールの救護人(lifeguard)はその死の過失責任が問われることがある。なぜならば、そのような事故が発生する可能性が予測され得るからであり、さらに注意深い行動がとられているならば、死亡事件が発生しなかったであ

うと思われる状況において起こっているからである<sup>12)</sup>。要するに、事故原因としての天変地異に代表される不可抗力については、スポーツやレクリエーションの傷害訴訟で過失に対する被告側(defendants)の強力な抗弁(defenses)の一つとされているものの、法的抗弁としては、不可抗力それ自体は、絶対的な価値を有するものではなく、つまり、自然現象等の不可抗力によって起きた事故だから無条件に何人にも責任が無いというのではなく、真に問題なのは、事故が予測可能であり、回避し得るものなのか否かが重要なポイントといえる。<sup>3)</sup> 例えば、救護人(lifeguard)の監視台上の傘がしっかりと留められていなかったため、風で飛ばされて、その傘の骨が14歳の少年のこめかみに突き刺さり、少年が死んでしまった事故では、原告側は被告の傘の設置管理責任を問うたのに対し、被告は不可抗力を主張したケース及び突風でカントリークラブのテーブル上の傘が飛ばされて、近くのプールで泳いでいた人に傷害を負わせてしまったケースでは、過去にしばしば傘が風により飛ばされることがあったので、事故は容易に予測され得た、ということで裁判所は両ケースとも加害者(被告側)に責任があると判断した<sup>14)</sup>。

次にスポーツやレクリエーションの事故のケースで不可抗力をめぐる判例には、実に様々な多数の判例があるが、それらの中、以下には、「雷」をめぐる事故判例に的を絞り、それらの中の典型的な幾つかのケースについてみてみよう。

まずアメリカの「雷」をめぐる事故について、一言述べれば、10数年前とやゝ古いデーターであるが、北アメリカで雷に打たれて死亡したゴルファーは、雷に打たれて死亡した人全体の約4%を占めていたという。<sup>4)</sup> なお北アメリカ全体では1,900万人がゴルフを1年に少なくとも2回プレーを楽しみ、毎年、その中の0.12%の人が病院の緊急治療センターで治療を受けていたという。<sup>5)</sup>

次には「雷」をめぐる事故判例の中、不可抗力として認められた代表的なケース(「ゴルフプレイ中落雷死亡事件」<1991年判決:被告無罪>)をみてみよう。<sup>15)</sup>

テネシー州キングスポートにある教会のオルガン奏者であり、聖歌隊の指揮者であったフィリップ・ヘイムズ Phillip Hames(事故当時36歳)は、1986年の秋からゴルフを楽しむようになり、事故にあう1987年6月3日まで少なくとも20回はプレーをし、その大半は当該事故のあったテネシー州立公園のゴルフ場で行っていた。事故当日の午後1時45分頃、ヘイムズはゴルフ仲間の2人とプレーを始めた。雲が空を覆う

天気で、プレーを始めておよそ25分経った頃、雷を伴う嵐になり、午後2時30分頃までプレーをしていたが2本の樹の下に避難したときパーティは落雷事故にあい、ヘイズは雷の電気による心臓停止により死亡した。なお、コースには避雷のためのいわゆる避難施設 (shelter) はなかった。そこで故ヘイズの妻レベッカ (Rebecca Hames) は、夫が事故にあったのは、アメリカゴルフ協会規則 (United States Golf Association's rules) にも定められているような落雷防止用の避難施設及び雷警告標示を当該ゴルフ場は備えていなかったためである、としてテネシー州を相手として賠償訴訟を起こした。第一審裁判所 (trial court) は、嵐用の避難施設や警告標示に関する産業基準はないし、また常識的に、雷は危険である、として原告レベッカの訴えを斥けた。レベッカはこれに対して、控訴し、上訴裁判所 (appeals court) は、もし避難施設が備えられていたら事故は起こらなかつたであろうとして、被告テネシー州に30万ドルの支払いを命じた。テネシー州はこの判決を不服として州最高裁判所 (state supreme court) に上告した。同最高裁判所は、事故の起きた状況は、まさに不可抗力であるとして上訴裁判所に差し戻した。すなわち同最高裁判所は、ほとんどの成人であれば雷を伴う嵐の中でのゴルフのプレイは明白に危険であると認識し、しかもほんの2分弱で故ヘイズとその仲間はクラブハウスのような相対的に安全な場所に移動することができたからである、との判断を示した。

スポーツ活動中ではないが、このケースに類似した参考事例として「ビーチで遊戯中少年落雷死亡事件」(1991年判決：被告無罪)がある。すなわち、1984年7月3日、ニューヨーク州のニューウィンザータウンの湖で、雷雨の中で遊んでいた16歳の少年に落雷し、少年は意識を失って地面に倒れた事件であり、原告の少年の父親がニューウィンザータウンの監督責任を問う裁判を起こした。一審、二審ともニューウィンザータウン側には、全般的な監督で十分であり、少年達個人に対して雨や雷の危険性を警告し避難施設に入るよういちいち注意する義務はないと判示している。<sup>注6)</sup>

また、落雷被災事故を避けようとした際に受傷した事故に関しては、次のような「屋外バスケットボール観戦中雷雨避難の際倒木落下受傷事件」(1992年判決)が参考となろう。

すなわち、1988年7月10日、ミシガン州で屋外バスケットボールを観戦中、落雷が直接の原因ではないが雷を伴う嵐を避けようと走って避難施設に行こうとし

た際に倒木が落下し身体麻痺の重傷を負った事件で、原告が重傷の責任を問うたのに対し、被告会社には、雷を伴う嵐が近づく警告をする義務はない、という裁判所の判断であった。<sup>注7)</sup>

これらの一連のケースと対照的な事例として、原告勝訴、被告有罪とされたレジャー活動中の落雷被災事故のいわばリーディングケースともいべきものとして、「市立公園ピクニックの際金属製避難施設に避難中家族落雷被災死亡・受傷事件」(1984年判決)がある。これは、原告ロザンナ ビア (Rosanna Bier) は、家族と一緒にオハイオ州のニューフィラデルフィア市によって運営されている公園に、1980年8月10日、ピクニックに行き、避難施設を借り、折しも雷雨が近付いてきたので、避難施設に避難していたところ、避難施設の金属製の屋根に落雷があり、ビア一家に死傷者がでてしまったという事件である。ニューフィラデルフィア市側は、本件事故は不可抗力であると主張した。一審、二審とも市側の主張通り不可抗力による事故ということで被告無罪であったが、州最高裁判所は、それら一審及び二審の判決について、ビアの主張する市側の過失を検討するよう第一審裁判所に差し戻した。<sup>注8)</sup>

ゴルフプレイ中のケース (「ゴルフプレイ中プレイヤー落雷被災事故」1996年判決)では、1995年2月24日、ニュージャージー州のゴルフ場で、スペンサーヴァン モスナー (Spencer Van Maussner) は、妻とゴルフをしていたが、遠雷が段々と大きくなり、それとともに突風が吹き出し、稲妻が走り出したので、ゴルフをしていた多くのプレイヤーたちと身の安全を図るために避難しようとしたところ、不運にもモスナーに雷が落ち、モスナーは、体の4分の1を火傷し、右手、左足、肘等が麻痺してしまうという重傷を負ってしまった。そこで彼の妻がゴルフ場の所有者であるアトランティック・シティー・カントリークラブ (Atlantic City Country Club) に対して、落雷被災事故防止を怠った責任があると訴えた。

第一審裁判所 (trial court) では、原告ビアが、被告ゴルフクラブに対して、落雷被災は予見可能な危険でありながら、その対策をしていなかったと訴えたのに対して、不可抗力 (Act of God) であると判示した。これに対して上訴裁判所 (superior court) は、上記の「ビア事件」を踏まえ、被告ゴルフクラブは、コースには避雷施設や雷警報のサイレンさらには悪天候の際のプレイヤーへの情報標示をはじめ早期警報システムや避難方策も欠いているとし、アメリカプロゴルフ協会 (PGA) の規定するサイレンや警報システムを

備えるべきであり、またコンピューターによる大気の電気計測等を実施するなどしてプレイヤーに対して実行可能な落雷被災を防止すべき義務 (duty) があると判示して一審判決を斥けた。<sup>10)</sup>

## 総 括

上記で検討してきたわが国のスポーツ活動中の落雷被災事故の判決について、「雷に打たれたのは天災。運が悪かった。裁判はこの“常識”との戦いだった。」

(山陽新聞2008年9月18日付)と報道されたように、落雷のような自然現象による事故について、引率教諭が的確に行動していれば防げた人災事故と高松高裁における差し戻し控訴審の判断は、教育やスポーツ関係者から色々と注目されるものであった。すなわち事故発生から12年1ヵ月の長きにわたり、決着をみたスポーツ活動中のわが国の初めての“落雷事故判決”であること、それも落雷が一般的には天災と位置づけられ、予測が困難と考えられ、一審も二審も同趣旨の判断を下していたが、最高裁とそれに続く高松高裁の控訴審では落雷のような自然現象による事故も、引率教諭が的確に行動していれば防げた人災事故と判断されたこと、またこれまでにないいわゆる学校管理下における事故に対する3億円という高額な賠償判決であったこと、課外のクラブ活動中の事故に関する引率教諭の安全配慮義務に対するなかなか厳しい判示が出されたことなどであり、今後の一般の体育・スポーツの振興を考えていくうえで、とりわけ学校における課外クラブのスポーツの指導に大きな影響を及ぼすものと思われる。

一方、わが国よりもスポーツ活動中の落雷被災事故判例の蓄積が多くみられるアメリカ合衆国においては、上述してきたように、大まかに落雷被災者である原告勝訴判決と原告敗訴判決の二つのグループに分けられる。それも「サッカー大会落雷事故」事例と同じように、一審、二審とも原告敗訴、最終審で勝訴というものと、一審、二審とも原告勝訴であったものが、最終審で敗訴となった二つのパターンがある。アメリカでもスポーツ活動中の傷害訴訟で過失に対する被告側の強力な抗弁の一つとされている不可抗力は、法的な抗弁としては、不可抗力それ自体は絶対的な価値を有するものではなく、不可抗力によって起きた事故といえども、問題は事故が予測可能なものであるのか、回避し得るものなのかが重要なポイントとされている。今、落雷被災事故を大まかに不可抗力とする「天災型」と予見もしくは回避可能とする「人災型」に分

けるとわが国の判例傾向は「天災型」から「人災型」へと変わっていき、アメリカは落雷被災事故についてはいわば是非々々で臨み「天災型」と「人災型」が併在しているといえる。

アメリカではスポーツ法研究の豊富な成果があるが、日本とくらべて社会的・文化的状況や法制度も異なり、教育や学校制度も異なっているので、アメリカの研究成果がストレートにそのままわが国にあてはまるとは思われないが、少なくとも大いに参考となり、一助にはなるゆえ、これからも1例でも多く落雷に関する判例にあたり、検討を加えて落雷被災にあわないような課外指導のあり方、さらには安全で楽しいスポーツの振興方策等について探求していきたいと考える。

(注)

- 1) 田中英夫編集代表「英米法辞典」東京大学出版会、1993年、p.17. なお、Act of God (不可抗力) と同じ意味に使われる言葉に、ラテン語の Vis Major (ピスマジャー) があるが、これは同辞典によれば、「事実上抗拒不可能の力」で「予見または統制不可能の出来事」をいい、「ある種の訴訟において defense (抗弁) となりうる」もので「暴風雨や地震のような自然現象をさすことが多いが、戦時中のような政府の干渉のような人為的出来事をも含む広い概念として使われることもある。」 pp.898-899.
- 2) 人為的な不可抗力の代表的なケースとしては、例えばミネソタ州の子どものハロウィーンのパレードを見物していた人達に、心臓発作に襲われた運転者の車が突っ込んで多数の重軽傷者を出した事件では、予測や回避は不可能であり、したがって裁判所は、何人にも責任が無いと判示した「ルーク対アノカ事件」(Luke v. Anoka, 277 Minn. 1, 151 N.W.2d 429 <1967>) があげられる。
- 3) このようなケースの具体的判例については、例えば、①Pleasure Beach Park Co. v. Bridgeport Dredge & Dock Co., 165 A 691, 116 Conn. 496. ②Caron v. Guiliano, 211 A 2d 705, 26 Conn. Sup. 44. ③Cleveland v. Walker, 52 Ohio App. 477, 6 Ohio Op. 138, 3 N.E. 2d 990 (1936) などを参照。
- 4) 前者のケース; Brewer v. U.S., 108 F.Supp. 889 (1952), 後者のケース; Blue v. St. Clair Country Club, 7 Ill. 2d 31 (1955) .
- 5) Hames v. State of Tennessee, 808 S.W.2d 41

- (Ten.1991)
- 6) *Mcauliffe v. Town of New Windsor*, 577 N.Y.S.2d 942 (A.D.1991) „Supreme Court of New York, Appellate Division, Third Department, December 31, 1991.
- また次のようなアメリカ法独特のケースもある。すなわち, 「セコイヤ国立公園の岩上の観光者落雷受傷事件」(1986年判決)では, 1975年8月20日, 原告である E.L.シーラー (Edie Lee Shieler) は, カリフォルニア州のセコイヤ国立公園の岩 (Moro Rock) の上に立っていたとき落雷にあい受傷した。訴訟を起こした理由は, 原告シーラーは事件のとき落雷の危険について何らの警告も受けておらず, 国に過失責任ありとして国を相手に損害賠償訴訟を起こした。連邦地方裁判所 (federal district court) は, セコイヤ国立公園における警告等は裁量機能 (discretionary function) ということから原告の訴えが却下されている。
- Shieler v. United States*, 642 F.Supp.1310 (E.D.Cal) U.S.District Court, Eastern District Court, Eastern District Calif. August 4, 1986.
- 7) *Dykema v. Gus Macker Enterprises, Inc.*, 196 Mich.App.6; 492 N.Y.2d (1992) „Court of Appeals of Michigan September 8, 1992.
- 8) *Bier v. City New York Philadelphia*, 11 Ohio St.3d.134, 464 N.E.2d.147 (1984) . Supreme Court of Ohio, June 13 1984.
- 9) *Maussner v. Atlantic City Country Club, Inc.*, A.2d 826 (N.J. Super Ct. App. Div. 1997) .
- (8) Lin Fang, Zhang (張 林芳) (2006) : 高校生サッカー競技中の落雷被災事故の検証 – スポーツ事故の判例研究 – 平成18年度鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士論文.
- (9) 宮田和信 (2004) : 高校サッカー部員落雷受傷事件裁判の一審判決と教育的視点. 日本スポーツ法学会年報 11:92-99.
- (10) 山陽新聞 (2008) 9月18日付.
- (11) Shadiack, M.A. (1998) : TORTS – Act of God – Does a Golf Course Owner and/or Operator Owe a Duty of Care to Their Patrons to Protect Them from Lighting Strikes ? THE JOURNAL OF SPORT LAW, Seton Hall University School of Law, 8 (1) ,301-326.
- (12) 諏訪伸夫 (2000) : 近年のアメリカ合衆国におけるスポーツ事故の訴訟と判例の動向. セキュリティスポーツライフ (15) :21-23.
- (13) 諏訪伸夫 (2008) : 体育・スポーツ事故をめぐる諸問題. 諏訪伸夫他編, スポーツ政策の現代的課題, 日本評論社, pp.221-241.
- (14) 田中英夫 (編) (1993) : 英半法辞典, 東京大学出版会.

(平成20年11月27日受理)

#### 引用・参考文献

- (1) 朝日新聞 (2008) 9月18日付.
- (2) ビュッチャー, A. チャールズ, 伊藤亮訳 (1975) : 保健・体育プログラムの管理 (第5版), 道和書院, p351.
- (3) Dougherty, N.J., Auxter, D., Goldberger, A.S., Heinzmann, G.S. (1994) : SPORT, PHYSICAL ACTIVITY, AND THE LAW. Human Kinetics Publishers, p.241.
- (4) Garner, B.A. (ed) (2004) : BLACK'S LAW DICTIONARY, Eighth Edition, WEST GROUP.
- (5) Grafftey, H (1991) : Safety Sense at Play. Safety Sense Enterprises, Inc., 1991, p.132.
- (6) 判例時報 (2006) ,1929:41-44.
- (7) 判例タイムズ (2006) ,1208:85-89.